

議案第45号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第27号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

国家戦略特別区域に限って認められていた、3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」といいます。）について、区域に限らずに実施を可能とする児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の実施について必要な運営基準を定める省令改正が行われました。

また、保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る省令改正が行われました。

これらの省令改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- （1）満3歳以上限定小規模保育事業者は、代替保育の提供等の連携協力を行う保育所等を適切に確保しなければならないこととします。
- （2）満3歳以上限定小規模保育事業者は、運営規程に定める利用定員について、満3歳以上の幼児の定員を定めなければならないこととします。
- （3）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士とみなすことができることとします。
- （4）その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (保育所等との連携) 第七条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項、第八条の三第二項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第二項及び第五項、第十七条並びに第十八条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 一・二 （略） 三 当該家庭的保育事業者等（満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）	(前略) (保育所等との連携) 第七条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項、第八条の三第二項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第二項及び第五項、第十七条並びに第十八条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 一・二 （略） 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十四条に

を除く。第六項及び第七項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十四条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項の場合（同項第二号に該当する場合に限る。）において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設（入所定員が二十人以上の施設に限る。）又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

(中略)

(運営規程)

第十九条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営に関する重要事項について、規程を定めなければならない。

一～五 (略)

規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項の場合（同項第二号に該当する場合に限る。）において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設（入所定員が二十人以上の施設に限る。）であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

(中略)

(運営規程)

第十九条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営に関する重要事項について、規程を定めなければならない。

一～五 (略)

六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満三歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満三歳以上の幼児の利用定員）

七十一（略）

（中略）

（小規模保育事業の区分）

第二十八条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（中略）

（職員）

第三十条（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一・二（略）

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三十項第二号又は第三号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

七十一（略）

（中略）

（小規模保育事業の区分）

第二十八条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（中略）

（職員）

第三十条（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一・二（略）

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師(以下「保健師等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有するものであつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(中略)

(職員)

四 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(中略)

(職員)

第三十二条 (略)	第三十二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(中略)	(中略)
(利用定員)	(利用定員)
第三十六条 小規模保育事業所C型は、 <u>法第六条の三十項第一号の規定にかかわらず</u> 、その利用定員を六人以上十人以下とする。	第三十六条 小規模保育事業所C型は、 <u>法第六条の三十項の規定にかかわらず</u> 、その利用定員を六人以上十人以下とする。
(中略)	(中略)
(職員)	(職員)
第四十六条 (略)	第四十六条 (略)

2 (略)	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する <u>保健師等</u> を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(中略)	
(職員)	
第四十九条 (略)	
2 (略)	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する <u>保健師等</u> を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士	

2 (略)	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する <u>保健師又は看護師</u> を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(中略)	
(職員)	
第四十九条 (略)	
2 (略)	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する <u>保健師又は看護師</u> を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士	

による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

(後略)